

4 各時代のとらえ方について

(1) 中世〔平安・鎌倉・室町時代〕（差別のしくみが始まった時代）のとらえ方

平安時代中期に古代律令制度が崩壊していく過程の中から、各地の郡司や地方の有力な豪族などが武装し、国司の税の取りたてに対して抵抗したり、土地をめぐる争ったりするなど勢力争いが激化してくる。このような背景の中で、武士はしだいに大きな武士団を形成し、貴族政治の中で軍事的勢力として台頭し、源平合戦を経て貴族政治に代わって、本格的な武士の支配による世の中が誕生する。その後、鎌倉幕府の成立から室町、戦国時代を経て、信長・秀吉による全国統一が成立していく時期が中世である。

貴族や朝廷中心の政治から武士の支配による政治へ移行する社会変化の中で、貴族や朝廷にしか見られなかったケガレ意識が、中世になって民衆の間に広がっていく。927年の延喜式にケガレについて詳しく説明が記され、ケガレが強く意識されるようになったことがわかる。古代や中世の人々は、天変地異が起こって自然界の秩序が崩れることや、誰かが死んだり、傷ついたりすることで災いや不幸に見舞われて、日常のバランスのとれた状態が崩れることを非常に怖れていた。中でも、死穢、産穢、血穢の三穢は多くの人々に意識されていた。人間やその周りにいる生き物が死ぬこと、生むこと、血を流すことなどを、日常の状態が崩れるととらえ、そのことによって身の周りに必ずよくないことが起こり、それがうつると考えられていた。したがって、日常の生活を維持していくには、その状態を早く清めて、元の状態にもどす必要が出てくる。このように、何がケガレだという固定的な見方ではなく、様々な形で日常の生活の中での秩序が崩されたとき、その維持と再生を図ることがケガレ意識の根底にあったと思われる。人々が日常生活を営む以上、このようなケガレは様々なところで必ず起こるものである。したがって、ケガレ意識が存在する中では、ケガレを清めてくれる者（すなわち秩序が崩れたと思われる状態から正常な状態に戻したり、ケガレが伝染するのを防いだりする役割を果たす人たち）が必要となってくる。

鎌倉時代には定住しない者や、租税の対象外である河原などに住む者を別世界の人間として遠ざける意識が出てきた。また、生き物の生き死にかかわる人々やキヨメをする人々にケガレがついているという意識が強まり、こうした人々を日常的には遠ざけようとする傾向が出てきた。こうした社会の変化の中で、差別の意識は民衆の中に広がっていき、差別の慣行が定着するようになった。

室町時代には、村人は惣という組織をつくり、村の運営や自治にあたるようになり、祭りや山野の利用、用水の配分などの村の掟を決めるようになった。この惣が連合して、時の権力者に抵抗して立ち上がる動きが各地でみられるようになる。民衆の力が台頭し、それに伴って職業の分業化が始まり、民衆の生活の中から文化が生み出されてきた。そのような民衆の動きの中から、自治都市が生まれてくるが、約100年間続いたといわれる加賀の「百姓の持ちたる国」とよばれる自治都市はその一つである。

南北朝から戦国時代に至る頃には、被差別的な立場としてみられる様々な人々が存在していたと考えられ、散所、河原者、非人とよばれていた。現在の日本の文化を代表する庭園づくりや芸能としての能楽などは、被差別的な立場の民衆によって完成された。

河原者の又四郎は、祖父善阿弥、父の三代にわたって銀閣の築庭をしたと伝えられてい

る。竜安寺の石庭も、小太郎と清次郎という二人の河原者がかかわっていたといわれている。このような身分は、耕作権の認知や荘園・神社仏閣からの逃散等の理由による非定住民の増加や仕事の分業化・流通経済の発生などとケガレ意識が結びついて形成されていったと考えられる。人々の中のケガレの意識などを方便として、人が人を差別するしきたりや賤視するまなざしが形成されていったとみることができる。

<補足説明>

【ケガレ】

ケガレ概念は多義的に用いられ、民俗学をはじめ文化人類学、宗教学、社会思想史などの領域で論じられているが、定型化された概念として体系的にとらえるのは難しい。民俗学では、<ハレ・ケ・ケガレ>の循環構造で説明する見解が主流になってきている。日常生活である<ハレ・ケ>の世界を支える活力が枯れる状態がケガレで、ケガレは<気・枯れ><気・離れ>とする。それを賦活させるためにハレの儀式があるとみるのだが、体系化された理論としてはまだ成熟していない。一方、ケガレには、古くから<穢れ>が当てられてきたが、生理的な不浄感を表す<汚れ>と同義とみて、<浄・穢>の観念から、特に死・産・血にかかわるものをケガレとして忌避し、排除するようになった。今日、部落差別、女性差別、障害者差別などの思想的基盤となっているのは、このように<浄・穢>観念に基づくケガレである。文化人類学では、ケガレは、<安定した秩序を錯乱する異分子><既成の文化体系を破壊する危険な要素><境界領域にあって分類できない曖昧なもの>を指す。この場合のケガレは、それ自体で存在する実態概念ではなく、一定のシステムとのかかわりにおいて生じる関係概念である。そのようなシステムの錯乱をあらかじめ防ぐためにタブー（禁忌）が設けられて、それに侵犯したものがケガレとして排除される。もう一つは、第三項排除やスケープ・ゴートに関連するケガレ論である。世界史を通じて広くみられるのだが、国家が社会をつくり上げていく過程で、権力を持った支配者が<貴>種に対して<賤>民を特定し、先住民族を<夷荻（いてき）>とし、周縁の民を<化外（けがい）の民>として差別し排除する作業が進められていく。このように異分子を特定して、その内部から外に追いやって自分たちの中心性や共同性を確立していくのである。ユダヤ教・キリスト教・イスラム教のいずれにもケガレ観念がみられるが差別との関連でいちばん問題なのは、ヒンドゥー教とその深い影響を受けた大乘仏教後期のケガレ観である。ケガレは、次々に伝染していく<悪しき生命力を持つ実体>としてとらえられる。接触して伝染するところはポリネシアの<マナ>の観念とよく似ているが、このようなケガレ観念は、967（康保4）年に施行された「延喜式」にはっきり規定されている。この甲穢→乙穢→丙穢とケガレが伝染するという社会思想は、平安期は貴族社会に留まっていたが、鎌倉・室町期頃から民衆社会にも広がり、さまざまな差別を生み出す源泉となった。女性差別の根本にはやはりこのケガレ観があり、死・産・血の三不浄をもろに身に受けている者として女性をとらえ、平安期から寺社における<女人禁制>として制度化された。身体障害者を<五体不具>のケガレとして、<業（ごう）>の思想によって宿命づける思想もしいに広がっていった。<三不浄>の思想は、インドのカースト制度の思想が源流になっているが、このケガレ観は、ヒンドゥー教の影響を強く受けた後期の大乘仏教を通じて陰陽道（おんみょうどう）や神道とも習合しながら、賤民差別・女性差別・障害者差別を定着させる宗教的基盤となった。江戸時代では<服忌令（ぶつきりょう）>と<生類憐みの令>が、仏教の<不殺生戒>に基づくケガレを、ヒンドゥー教の<浄・穢>観に基づくカースト制差別に旋回させる一つのきっかけとなった。近世に入って定立された<えた・非人>制は、文字通りカースト制の<浄・穢>観による分類であり、差別であった。部落差別についていえば、今なお心理的差別が残っているといわれている。その根本にあるのが現在でも因襲として残存しているケガレ思想である。長い歴史を通じて政治的・宗教的に構築されてきたケガレ観念は虚偽意識としてのイデオロギーであり、支配権力によってばらまかれ、民衆の間で流布された一種の共同幻想であるといえる。

(2) 近世〔江戸時代〕（差別が制度化された時代）のとりえ方

1600年、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は征夷大將軍として、江戸幕府を開いた。江戸時代は徳川家による260年以上続く政権となり、世界史上でもまれにみる内憂外患のない時代だといえる。しかし、国内的には厳しい身分制度をしき、国外的には鎖国という閉鎖的な外交政策の上に成り立っていた。この長期政権も1853年のペリー来航に始まる開国、1867年の大政奉還で終わりを告げる。日本史上では、この時期を主に近世と分類することが一般的である。

この徳川政権を維持したのは封建的な社会制度であった。その基礎をなすのは身分制度である。身分は単純に貧富の差（経済力）や上下関係（階層）を示すものではなく、そこに属する人々の生活世界を固定するものであった。近世において皇族・貴族とは別に武士と町人（城下町に住む人々）や百姓（農村に住む人々）のような身分に分けられ、それぞれの身分の中で上下関係が決まっていた。また、中世に差別され、もしくは賤視されはじめていた人々も、身分外の身分として位置づけられるようになっていった。

17世紀～18世紀初頭にかけて、兵農分離や検地、武家諸法度、城下町を中心とする住み分け、宗門改めなどを基盤にしてゆるやかに成立し、武士と百姓や町人の身分が固定されたと考えられる。これらに属さない公家や僧侶や医者、そして、えた（筑前黒田藩では皮多^{かわた}という呼称が多くみられる）や非人とよばれた人々が、武士と百姓や町人の枠外の身分として位置づけられてきた。各々に身の程^{ほど}を守らせることによって社会構造を維持し、長く政権を保持することができてきた。こうした制度は、封建社会では、日本に限らず、ヨーロッパでも中国でも同じである。現代からみるとこの制度はとんでもないことであるが、世の中を安定させるために一定の役割を果たしてきた。

江戸時代は身分制社会であり、これは封建制度を成り立たせ、維持していく根幹であった。初期には被差別身分の人々に対して法制度上の差別はなかったが、民衆の意識の中には差別意識は定着していた。中期になると差別は法的な裏づけを持ち、制度化されるようになっていった。こうして確立した身分制度の中で被差別身分は、武士と百姓や町人という身分の外側の身分として位置づけされた。つまり、上下^{うへした}の差別ではなく、内外^{うちそと}の差別であったと考えてよい。これは中世以来定着したケガレ意識に基づく忌避の態度に基づいている。しかし、人々は日常の暮らしの中においては、共に協力し合いながら生活する傾向が多くみられたと考えられる。

後期になると商品経済が発達して、社会移動が激しくなる。それとともに身分制や世襲制を基礎とした封建社会の構造にもひずみが生じ始めてきた。諸藩は藩政改革を行い、財政の立て直しや風俗の矯正に力を入れるようになるが、それは身分制を強化しようという動きになり、差別的な制度の裏で密かにつづけていた人々の交流は絶たれていったのである。また、飢饉や年貢の負担などから百姓の逃散が続発し、その後に皮革産業などを生業としていたえた身分の人たちが移住させられることになる。彼らの生業に農業が加わってくるが、これらは見捨てられた田畑であって、決して生産性の高い土地ではなかった。そうしたことが新しい差別を生み出すことにもなったといえる。

さらに、もとは死に直接かかわっていた武士や医者、遊芸の世界にいた能や歌舞伎役者などが被差別身分であることを免れていたのは、彼らが権力とかかわるところにいたこと

を含め、歴史的な動向ともかかわっている。ケガレ意識は、そうした歴史の動きに利用されたところが大きい。そしてこの差別意識を支えてきたのは一般民衆の意識であったことも確かなことである。

< 補足説明 >

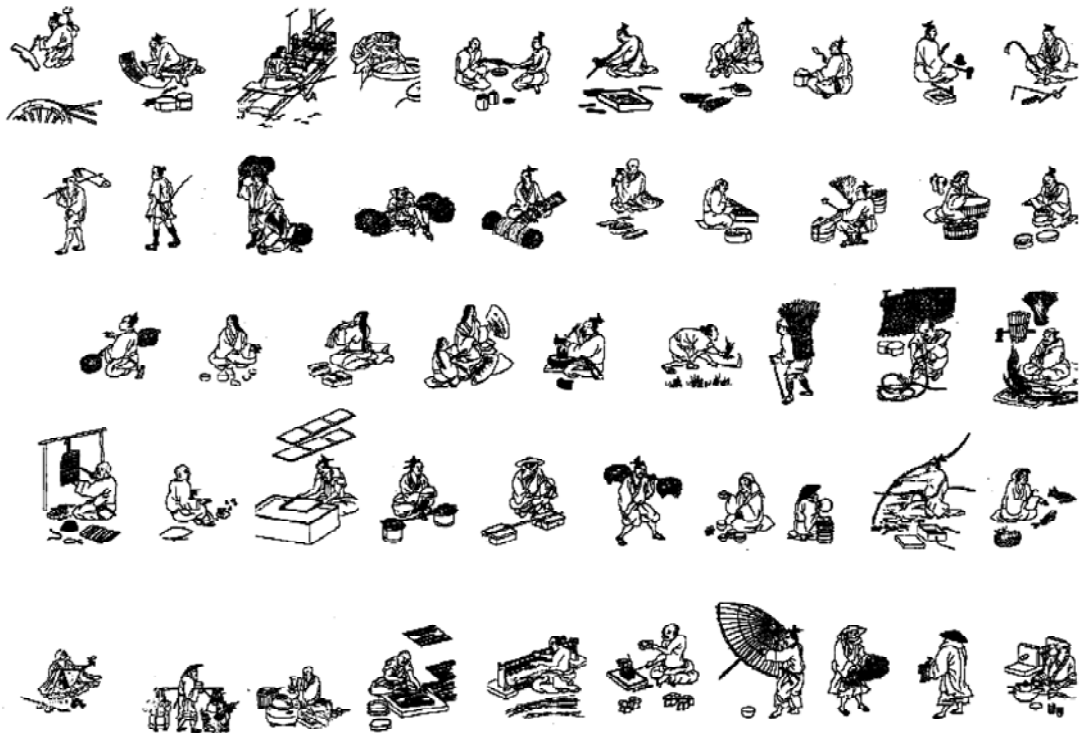
【散所】

平安中期から鎌倉前期にかけての<散所>は、権門の本家である<本所>に対し、各地に散在している荘園の所領などの呼称として使われている。しかし、鎌倉中期以降は、被差別民の呼称として定着し<散所非人><散所法師><散所者>といった記載が頻繁に登場する。散在する従属民の意とする説もあるが、語源は定かではない。ただ、<散所非人>の語が示すように、その実態は、中世の<非人>であったと考えられる。<散所>は、<猿楽><千秋万歳><操り>などの芸能に携わり、<声聞師>らの興行権を独占していたという。そのかわり、寺社に隷属し掃除役などを務めている。しかし、寺社への隷属の度が深いだけに<河原者>よりは上位にあたる者とみなされ、賤視の程度には差があった。

【河原者】

中世の代表的な被差別民の呼称で、<川原者>とも記される。河原に居住し、さまざまな雑業に従事。当時、河原は免税地となっていたため、生活に追われた窮民たちの集まりやすい条件があった。河川敷を利用した芸能やその興行、河川の流れを利用した死牛馬の処理や皮革の鞣し、染色業、また、河原の石を使った庭園造りや井戸掘りなどの土木工事等々、さまざまな職業を工夫し、生活の糧としていた。「左経記」の<1016（長和5）年1月2日条>には、<河原人>が牛の皮を剥ぎ、牛の腹中から午黄を取り出したとの記述があり、これが資料的な初見とされている。室町時代になると、<河原者>は、こうした雑業に従事するかたわら、幕府や寺社の雑用にも使われ、警護など下級警察業務にも従事させられていた。その一方で、社会的に活躍する<河原者>も多く登場し、中でも<山水（せんずい）河原者>は、作庭の技術にすぐれ、北山文化・東山文化を象徴する存在となっている。とくに善阿弥と

その子孫は、
作庭の技術を
芸術まで高め、
禅宗寺院庭など、
全国に名庭園を
残している。近世
においても芸能
関係者は、<河
原者><河原乞食>
などと呼ばれ賤
視されたが、歌
舞伎など文化
史上に大きな
足跡を残した。



(3) 近代〔明治・大正・昭和戦前期〕（人権が考え始められた時代）のとりえ方

明治維新は、封建社会から欧米風の近代社会へ脱皮をめざす大改革であった。封建的な古い制度を次々と撤廃し、欧米の近代文明を積極的に取り入れて、急速に改革を進めていった。その中で、1871年、太政官布告第61号いわゆる解放令が発布されることになる。新政府が近代国家を構想するにあたって、被差別部落（身分）を残しておくことは様々な意味で妨げになるという事情によるものであった。被差別部落の人々は、百姓や町人と同様に平民として位置づけられ、租税と徴兵の対象となった。しかし、差別の解消に向けた行政施策はほとんど講じられなかった。

そのため、解放令は立場によって大きく違う受け止め方をされた。民衆の差別意識はむしろ露骨になり、被差別部落の人々にとって必ずしも良い結果にはならなかった。民衆はこれまで外側の世界に位置すると考えられてきた被差別部落の人々が、自分たちの世界に入ってくることに大きな抵抗を感じ、政府や被差別部落に対する反発を強めることとなった。その反発がいかにか大きかったかは、各地で解放令反対の一揆がおこったことに象徴される。彼らは被差別部落の人々と同じ平民としてくらすことを拒絶したのである。そして近代社会の産業構造や生産システムに、被差別部落の人々を入れないという形で新しい差別をしていくことになった。民衆は新たな差別意識をもつようになり、近代の部落差別はこの時から始まったといえる。

一方で被差別部落の人々は、この解放令を喜びをもって受け入れ、その法令を抛り所に目の前の差別を解決する様々な活動を展開していった。しかし、職業上の既得権益の剥奪や新たな就業差別により貧困が彼らを襲うことになった。そして貧困であることが近代の部落差別の新しい課題となったのである。しかし、これまで当然とされた身分の違いを、初めて国として否定したものであり、法令の実体化に向けて、人々が差別から真の解放をめざした運動を始めた時代であるといえる。

19世紀から20世紀にかけて、日清・日露戦争によって大陸侵略のための足場を拡大した日本は、国際的な発言力を強めながら、不平等条約を改正し、科学の発展を推し進めていった。さらに、第一次世界大戦では、連合軍側として参戦し、アジアにおける勢力を増大させた。この大戦によって日本の産業は、飛躍的に発展した。貿易が拡大し好景気となり、その結果、成金が生まれた。しかし、一般民衆の生活は、物価の上昇や低収入、国内の買い占め、品不足などから苦しい状態に陥り、農村は疲弊していった。そのため政府は地方改良運動などを展開して民衆の活力を回復しようとしていったが、必ずしもそれは民衆の生活を豊かにするものとはいえなかった。

こうした状況の中で1918年に民衆の不満を発端に富山でおこった米騒動は一挙に全国に広まっていった。このような社会情勢を背景に、大正デモクラシーとあいまって水平社運動、労働運動、農民運動、女性解放運動などの、民衆自らの力で生活を守っていこうとするエネルギーが社会に大きな影響をもたらしていった。

特に、解放令が発布されたにもかかわらず、被差別部落の人々は社会的差別にさらされ、経済的にも苦しい状態に追い詰められていた。そして地方改良運動などと関連して部落改善運動が推進されたが、これは部落差別の原因を被差別部落の中に内在するものとして決めつけたものであったために、差別的な状況は変わることはなかった。

また、同情によって社会との融和を実現しようとした融和運動も同じ矛盾を露呈しており、そうした社会政策に対する不満は被差別部落の中にくすぶっていた。

1922年に自らの解放を求めて、阪本清一郎や西光万吉らを中心に全国水平社が創立された。この創立大会での山田孝野次郎少年の演説は胸を打つものであったといわれている。その後、全国水平社創立大会に参加した青年活動家達は、その感動と決意を胸に地元に戻り、それぞれの地で水平社創立の運動を始め、西日本を中心に急速に水平社運動が広まっていった。この運動では差別した者に対して組織的にその差別意識をただす糾弾闘争を行った。また、他の社会運動とも連携をとりながら、差別からの解放を求めて闘いを展開していった。

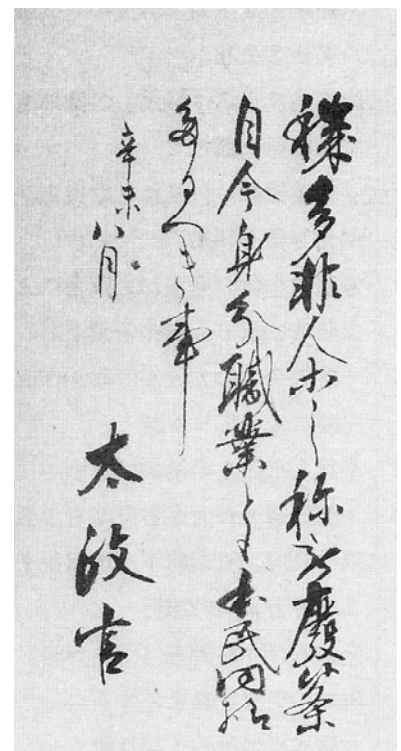
しかし、水平社運動は日本が第二次世界大戦に突入すると、翼賛体制の中に組み込まれ、その一部を担うことで自然解消してしまった。

< 補足説明 >

【太政官布告第61号（解放令）】

1871（明治4）年8月28日近世社会の最低身分とされた賤民であるくえた・非人などの身分・職業とも平民同様にする>とした太政官布告第61号。賤民廃止令、賤称廃止令とも呼ばれる。幕末維新时期にはさまざまな賤民解放論が唱えられるが、特に1869（明治2）年3月の公議所の設置以後、加藤弘之・大江卓・横村正直などの上申や民部省の案など、< 賤民身分廃止の政府内論議 > が交わされたが、これらが< 解放令 > の発布に直接的な影響を与えたとはいえない。1871（明治4）年7月廢藩置県を断行した明治政府にとって、賤民制の廃止は近代的統一国家建設のためにも必要な施策と認識されるに至った。同年4月に公布された戸籍法は、< 臣民一般 > をこれまでの身分別把握から地域別把握へ転換施行したものであり、当初< 臣民一般 > から除外されたくえた・非人>を平民に組み入れる必要が生じた。また、税制面では賤民の居住地が免税地である< 除地 > のままでは1873（明治6）年から実施を計画されていた地租改正に障害を及ぼすため、統一的な近代税制を確立する必要があった。これらが< 解放令 > 発布の要因といえる。< 解放令 > は各府県を通じて民衆に布達されたが、多くの府県は< 天恩を強調する説諭 > を添付するなどして布達した。しかし、府県によっては、布達を数ヶ月も遅延させたりするなど、その過程ではさまざまな曲折がみられた。滋賀県上坂本村の部落では、本村が布達を拒否したため、県庁が直接布告した。また、高知、愛知、三重などのように県が部落民に対して、平民に引き上げる条件として< キヨメ > の儀式を命じる例もみられた。これは一般民衆の部落民に対する< ケガレ > 意識を増幅させることになった。被差別部落民の側では、概ね< 解放令 > を多年の切望が達成されたと受け止め、以後、死牛馬の取り扱いの拒否や村の祭祀への参加など、平等の待遇を求める動きも表れた。しかし、一般民の側は自己の身分の低下ととらえ、政府や被差別部落民に対する反発を強め、西日本では< 解放令 > 反対一揆も発生した。

< 解放令 > が被差別部落民を平民並みとすることを法的に宣明した意義は大きいですが、そのための実質上の行政施策はほとんど講じられなかった。これにより、被差別部落民は、近代社会の中に投げ出され、新たな差別体制に組み込まれることになった。一方、被差別部落民の側からすれば、< 解放令 > は、差別的待遇や言動を糾弾する拠り所となった。



(4) 現代〔戦後～現在〕（人権が最大限に尊重される時代）のとらえ方

第2次世界大戦後、結成された国際連合において1948年12月10日に「世界人権宣言」が採択された。1950年に、この日は「世界人権デー」とされ、日本でも12月4日～10日を入権週間としてきた。続いて、1959年「児童の権利に関する宣言」採択、1965年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択、1994年「人権教育のための国連10年」決議、2004年「人権教育のための世界計画」決議とこの宣言が基礎となり、人権確立へ向けた国際的な潮流が決定されてきた。

こうした中で、水平社運動は1946年に部落解放全国委員会が結成され、1955年に部落解放同盟と改称され、引き継がれた。そして、1951年のオールロマンス事件をきっかけに、劣悪な状況におかれていた部落の実態を改善する運動へと展開していった。まず、1961年に教科書無償に関する運動が高知県で始まり、1963年に義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律が成立した。また、1960年代前半に福岡県で始まった識字学級は、京都郡から田川・鞍手郡の筑豊地区へ、そして、全国各地の被差別部落の環境改善や生活擁護のための運動へと広がっていった。さらに、就職差別撤廃の取り組みが全国的に広がり、1973年から高等学校卒業就職者の統一応募書類の使用が開始された。1975年、戸籍法の改正による戸籍の公開制限など、就職の機会均等を確保する制度的な枠組みが前進しながらも、同年地名総鑑事件が起き、大企業における差別体質の根深さが明らかとなった。現在は、1963年、埼玉県で起きた狭山事件で部落への予断と偏見による見込み捜査で犯人とされ、無実を訴え、再審を求め続けている石川さんを支援する運動などを組織的に続けている。

一方、1947年に施行された日本国憲法は、基本的人権の尊重を一つの基本原理とし、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と法の下での平等を明確にした。しかしながら、依然として残る部落差別に対し、1961年、政府は同和対策審議会を設置し、被差別部落に対する本格的な取り組みを開始する姿勢を示した。また、1965年に出された同和対策審議会答申では、「同和問題とは、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」ことを明らかにした。これ以降、1969年に同和対策事業特別措置法が10年間（後に3年間延長）の時限立法で制定された。1982年には地域改善対策特別措置法が5年間の時限立法で制定された。この流れの中で、各運動団体は行政に強く働きかけた。それを受けて行政は同和地区の生活基盤の改善、精神的な部分での差別を解消するための教育などを進めていった。一連の同和対策事業の一部は、1987年に新たな時限立法「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の制定により継続し、2002年にそれらが期限を迎え、国による同和対策関連事業は終了した。

しかしながら、現在でも、就職差別として、地名総鑑や就職時の身元調査、統一応募書類違反が相次いで発覚している。さらに、差別発言、差別落書き、差別はがき・チラシ、差別電話、全国大量連続差別投書事件、インターネットによる差別事件等が発覚し、部落差別の根深さを物語っている。

特に、結婚にあたり、部落であるという理由によって、結婚が阻害されるという許し難い人権侵害がおきている。人権意識の高揚はもちろん、身元調査の規制を徹底させる等の必要性が指摘されている。

< 補足説明 >

【オールロマンス闘争】

1951（昭和26）年に京都市政の差別性を部落解放京都府委員会が追求した闘争。戦後の差別行政反対闘争の始まりとなった。雑誌「オールロマンス」1951（昭和26）年10月号は、杉山清一の「特殊部落」と題する小説を< 暴露小説 >と銘打って発表した。この小説は青年医師と部落に住む女性との恋愛を主題としているが、どちらも父親は在日朝鮮人であり、国籍の違う両親を持つ青年たちとして設定されている。ところが女性の父親について< 特殊部落に盤踞する朝鮮人仲間でも、金力を持つことでは指折りの男だったから、企業を経営しながら、部落の賤民をうるおし、人望を一身に集めていた >と書いているように、作者は重大なテーマを扱いながら、自らの民族差別、部落差別の意識を対象化することなく作品化した。部落解放京都府委員会はこの小説を< 作者の悪辣な差別意識は安っぽい博愛主義でカムフラージュして、部落をヤミと犯罪と暴力の巣窟に仕上げて売り物にしている >ととらえた。委員会側の調査の結果、作者は京都市臨時職員で九条保健所勤務であることが判明した。作者は衛生指導のため部落を訪れ、その見聞を好奇的に取り上げていたのである。委員会は、この問題の責任を杉山個人にとどめず、社会的な重要問題として取り上げる方針を決定した。さらに委員会は、京都市当局との全面的な闘いを展開。糾弾要綱では、作者について< 彼の差別は単なる観念ではなくして東七条という具体的な生活実態と結びついて生き生きと呼吸している差別感 >としてとらえ、その実態を放置している市政のありようを問題にした。そして、部落に対する市の行政を、土木、保健衛生、水道、住宅、経済、教育の6分野に分けて詳述し、< 差別は市政の中にある >ことを具体的に示し、その解決を求めた。さらに部落大衆はデモ活動、ビラ配布など街頭宣伝につとめた。これらの活動を背景にして委員会は各部局ごとに要求の実現を迫り、部局が請求した同和対策予算総額は1億6000万円に達した。これによって、京都市は1952（昭和27）年度予算に4600万円を組み、例年の500～600万円から飛躍的な増額となった。戦後の部落解放運動の基本的形態である差別行政反対闘争（行政闘争）の端緒をつくったのが、このオールロマンス闘争である。

【教科書無償闘争】

高知市長浜は土佐湾にのぞむ半農半漁の部落で、母親たちの多くは失業対策事業に出て働いていた。1962（昭和37）年、学校の教師と学習会を持っていた母親等は憲法26条に< 義務教育は、これを無償とする >とあることを学び、教師や地域の民主団体や被差別部落外の人々にも働きかけ、< 長浜・教科書をタダにする会 >を結成した。高知市教委は、交渉に次ぐ交渉の中で、新学期までに教科書を無償で渡すと約束したが、二度にわたりこの問題は国会でもとりあげられ、文部省は1963（昭和38）年< 義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律 >を成立させた。この間、京都・奈良・大阪・福岡などでも教科書無償の闘いが展開された。政府は、1964（昭和39）年～1969（昭和44）年にかけて順次枠を広げ、小・中学校全体が教科書無償となった。

【部落地名総監】

全国の被差別部落の所在地や個数、主な職業などを記載した一連の差別図書。1975（昭和50）年11月部落解放同盟大阪府連書記局に届いた匿名の投書から、この差別図書が全国に出回っていることがわかり、大手企業を巻き込んだ差別事件に発展した。作成者は興信所・探偵社関係者らで、結婚や就職の際の身元調査に利用させ、高価に売りつけて利益を上げることが目的であったことが判明。購入者の大半は企業であった。

< 補足説明 >については、解放出版社編・発行で、秋定嘉和・桂正孝・村越末男各氏監修の「新修・部落問題事典」を参照して編集いたしました。